

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び業者の住所

業 者 名	住 所
第一防災株式会社	大阪府守口市大日東町12-5

2 指名停止期間

全省庁統一資格 物品の販売C、役務の提供C

平成27年 9月15日～平成27年12月14日（3ヶ月）

3 指名停止措置の範囲：北海道森林管理局管内

4 指名停止の理由

本件は、第一防災株の代表取締役と支店長が、国土交通省東京空港事務所が発注した「消防設備が正常に作動するかを調べる業務」の入札で、自社が落札できるように当該入札に参加した他9社と談合し、公正な入札を妨害したとして、平成27年7月6日、公契約関係競売等妨害の疑いで逮捕されたため。

このことは「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領について」別表第10号（公契約関係競売等妨害又は談合）に該当する事実があるため。

〈参考〉

「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領について」（抜粋）

平成26年12月4日 26林政政第338号 林野庁長官通知

別表 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準（第1、第2、第3及び第4関係）

措 置 要 件	指名停止の期間
（公契約関係競売等妨害又は談合） 10 他の公共機関の職員が締結した契約に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く）	逮捕又は公訴を知った日から 3ヶ月以上12ヶ月以内

【問い合わせ先】

林野庁 北海道森林管理局 経理課  
直 通：011-622-5214  
担当者：主計係（内線307）